

2022年11月21日

三田市長 森 哲男 様

兵庫県地域人権運動連合 議長
丹有地域人権運動連合会 会長
同三田支部 支部長

(連絡先: 079-565-0825
三田市あかし台1丁目15-14)

憲法と地方自治の原則通りの 市民施策の充実と「同和行政」の 完全終結を求める要求書

地方自治と市民の命と暮らしに関わる諸課題の解決のためにご尽力頂き心から敬意を表します。

私達丹有地域人権運動連合会（丹有人権連）は、地域に生起する様々な人権問題の解決と住民の切実な諸要求実現のため、地域人権運動を進めています。今年、全国水平社創立100周年の節目ということで、去る4月16日に第37回人権と民主主義を考える丹有研究集会を開催し、全国水平社運動の教訓、地域人権運動の現状と課題を明らかにしました。部落問題解決の障害となる課題を克服する運動もその一環として取り組んでいます。

さて、岸田自公政権は、財界本位の政策による新型コロナウイルス感染症第8波の拡大、異常な円安による物価高騰、旧統一協会との癒着問題等解決すべき課題が山積していますが、何ら有効な対策を行っていません。また、軍事費を異常突出させるため、その財源を消費税増税や社会保障削減で生み出そうとしています。その収奪と国民監視のため、健康保険証とマイナンバー（個人番号）制度を結びつけるという違法な政策の画策もしております。憲法の基本原則である「国民主権」「民主主義」「基本的人権の保障」「平和主義」とは真逆です。

こうした中で、いま三田市には、地方自治の根幹である、市民の生活と健康を守り、福祉の向上と人権保障、民主主義の発展のための施策を実行することが求められています。

つきましては、下記の項目について要求書を提出しますので、12月21日頃までに文書での回答、及び、懇談の場を設定されるよう要請致します。

記

【1】「核兵器は悪」とする核兵器禁止条約が昨年1月22日に発効しました。条約の批准国は現在も増加しています。ところが、日本政府は日本が唯一の被爆国であるにもかかわらず、世界の趨勢に逆行して条約批准に背を向ける態度を取り続けています。

昨年の回答では、「兵庫県原爆被害者団体協議会を通して、市長名で日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名を提出した」とされましたが、その署名を公表すること。

また、三田市として独自に「核兵器禁止条約」の早期批准を国に要請すること。

戦争は人権破壊の最たるものです。「憲法9条改憲」問題に関して、昨年の回答は、「国会で十分に審議されるべき問題」とだけ述べました。三田市は、違憲立法である「安保法制」（戦争法）は廃止すべきこと、また戦争放棄を謳った憲法9条は遵守することを市民に表明し、国に対しては「9条遵守」を要請すること。

【2】コロナ禍が続く中、全ての市民に対し憲法を生かし基本的人権を保障する立場から、市民の命と健康を守り、生活・生業を保障し、その向上に資する施策を実施すること。

(1) 三田市民病院を統廃合する「三田・北神地域の急性期医療の確保に関する基本構想

(案)」(以下、「基本構想案」)について

- ① 財政赤字を抱える済生会兵庫病院が「指定管理者」になる経営形態の問題、候補地が神戸市にあり、神戸市の病院でありながら三田市が財政負担をする問題、病床削減の問題等様々な問題がありますので、撤回すること。

また、労働者の人権を侵害する、三田市民病院職員に対する超過勤務賃金未払い問題が発覚し、伊丹労働基準監督署から是正勧告を受けた問題もあります。これは、三田市や管理者の憲法の人権認識についての誤りとシステムの不備から起こった問題です。「基本構想案」には、「医師の働き方改革」にも触れられていますが、医師だけでなく、病院に勤務する全職員の労働者の権利を保障する(労働者の権利を侵害する「働かせ改革」にならないように)システムを構築すること。

- ② 11月7日まで「基本構想案」に対するパブリックコメントが行われましたが、結果を公表すること。
- ③ 関連して、コロナ禍で必要性が浮き彫りになった保健所の設置指針の見直しを県と国に要請すること。

(2) 教育問題に関する課題について

- ① 内閣決定と異なり、安倍元総理の家族葬当日各小中学校に半旗掲揚の「通達」を出した法的根拠と理由を明らかにすること。

- ② 全国的(兵庫県でも)に「教員未配置」(教員欠員)問題が大きな社会問題になっています。三田市の現状と解決策を明らかにすること

- ③ 学校の役割について昨年の回答では、「学習の場であるとともに、…コミュニケーション能力や、人間関係における調整能力を身に付ける大切な出会いの場になります。」としています。学校・園の統廃合はその機会を奪うことになります。父母や地域住民が要請しているように、中学校や市立幼稚園の統廃合計画を撤回すること。同時に市立の保育所を増設すること。学校や園を統廃合すると一層若い世代が三田市を敬遠し、高齢化や人口減に拍車がかかることになります。

- ④ 「子育てするならゼッター三田」と宣伝しておきながら、「中学生までの子どもの医療費無料化」施策を一部中止したことは、市民に対する背信行為であり撤回すること。

「子ども医療費助成制度」は、全国的には約半数の自治体で「高校卒業まで」となっています。三田市でも高校生までに拡充すること。

昨年の回答では、「今後も持続可能な制度として維持させつつ、限られた資源を最大限に有効活用」を理由にして「一部中止」の理由付けにしています。市民目線で「有効活用」論を言えば、副市長2人制より優先すべきは「高校生までの医療費無料化」です。

2人制は市民の意見を聞かないまま市議会の議決だけで導入されました。三田市の事業(予算)の見直しをして、最優先で教育と福祉の財源を確保すること。

【3】多くの市民や私たち人権連が反対した「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」(略称「人権・共生条例」)が本年4月から施行されました。これまで、懇談会・交渉の場でも指摘したように、憲法の人権概念や基本的人権を侵害し地方自治法に反する内容であり、廃止すること。

昨年の回答では、「共生社会を実現することを目的としています」としていますが、「共生」は、個人間の問題であり、憲法の原則である「民主社会を実現する」ことではありません。憲法が規定する自治体等公権力の責務を放棄する条例で、憲法の原則に反します。

- (1) 「人権・共生条例」により実施されている施策を明らかにすること。

- (2) 12月3日実施予定の「人権と共生社会を考える市民のつどい」の石元清秀^衆氏の講演テーマ”多様性を認め合う共生社会への課題”は、憲法違反の思想・信条を侵害する「人権意識調査」をもとにしており、市民の実態ではありません。人権連がこれまで指摘したように、市民の実態を基にした講演にすること。また、講演内容を公表すること。

【4】人権・同和行政の施策について

(1) 「解放学級」は特別法失効後もなお今日、「同和地区」の線引きを残し部落問題解決に逆行する事業です。その上、市単事業であり、即刻廃止すること。

① 計画では、8学級（小学校4、中学校4）での実施とされていたが、現在の実態を明らかにすること。

② 解放学級に関する次の資料を提出すること。

○ 解放学級実施要項

○ 「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」

○ 「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無
地域住民と教員の参加の有無が明確になる形式で提出すること。

○ 生徒募集資料

○ 謝金対象者の重複度とその確認方法、指導内容

昨年度の公表資料では、一部の校区のみに謝金が支払われています。その理由と指導実績を明らかにすること。

○ 教職員の勤務形態「専免」の実態と確認

これまで毎年指摘しているように不正な「専免」が明らかになっています。

③ 一昨年の回答では、「解放学級は、児童生徒が将来、『差別を受ける』或いは『差別に会う』という場面に遭遇した時に、『差別を見抜き、それにどう対応すべきか』を自分で考えて仲間とともに行動できる力をつける目的で実施」とされているが、決算書や解放学級実施要項の文言と異なります。それに対して、昨年の回答は、「文言が異なりますが、差別に負けない力をつける趣旨は同じ」とされていますが、「差別に負けない力」はどのような力のことか、そのような「力」がついているのか、ついていないかはどのように判断するのか明らかにすること。

法務省の統計でも「差別」よりも差別でない「人権侵害」に「遭遇する」ことが圧倒的に多い。そもそも目的が間違っています。

(2) 昨年度のインターネット・モニタリングの結果と「書き込み」に対する三田市の対応や指導の具体的な内容（削除対象や削除依頼の件数だけでなく）と結果を明らかにすること。

(3) 昨年度の「総合相談窓口」での相談結果を明らかにすること。

(4) 2002年の「同和に関する法律」<「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(「地対財特法」)>の終了を踏まえ、「同和地区(被差別部落)」や「同和地区(被差別部落)住民や出身者」が存在しないことを積極的に広報すること。これに対して、これまでの回答では、「三田市では、『同和地区』と呼ぶ地域や『同和地区住民』と呼ぶ住民はありませんので、広報等を行うことは考えておりません。」としているが、三田市では、解放学級を実施しているのはどのような地域を指定しているのか、それは、何を基準にそう判断しているのかを明らかにすること。

三田市での部落差別の現状を明らかにするとともに、部落差別をどのように解決していくのか道筋を明らかにすること。

【5】12月の人権週間に行われている「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」について

(1) 教員と市職員の参加に係わる「通知」(休日に参加要請)は強制であり、職務命令であるので廃止すること。

昨年の回答では、「通知は、つどいの実施を教員や市職員に対する自主参加の人権研修の機会として周知しているものであり、参加を強制しているものではありません」としているが、「周知」ならパンフレットなど配布すればすむことです。

また、昨年の回答では、「市職員は、…率先して差別解消に向けて取り組んでいくことが大切」としているが、「率先」せねばならない法的根拠は何か、また、「差別解消」

だけでよいのかを明らかにすること。

- (2) そのプログラムにおいて、各種の表彰や人権作文発表などと「人権・共生に関する講演」とは分離すること。参加が「自由意志」なのにこれでは一体になって強制的になっています。

【6】民間組織である「三田市人権を考える会」について

- (1) 事務局を人権共生推進課の職員が担当することを中止すること。昨年の回答では、「三田市人権を考える会」の規約により、「会長からの委嘱により……事務を処理しています」としているが、その規約が誤っているので拒否すること。民間の他の組織から委嘱されても事務を行うか明らかにすること。
- (2) 「三田市人権を考える会」の運営資金について、昨年度の実績を明らかにすること。従来から「補助金」でなく丸抱えの「運営資金」が提供されています。すべて廃止すること。
- (3) 昨年の回答では、「三田市人権を考える会は、…市内最大の活動団体…今後においても全市的な取り組みを進めて行くことが必要である」としていますが、行政と民間組織では、同じ「啓発活動」でも役割が異なるので、それぞれが、別々に実施すればよいだけです。

丹有人権連を含めて、「2・11人権と民主主義を考える丹有研究集会」実行委員会は、自主的な組織としては、丹有地域における最大の組織ですが、独自に研究集会や「学習・討論会」等を実施しています。

- (4) 「一昨年の回答では、『…記述のような民間組織は、三田市人権を考える会以外にもあります。』」としています。ではどのような組織があるのか明らかにすること。」の昨年の回答として、「類型2（判断基準Ⅰ－②適合」とされていますが、三田市人権を考える会の分類を指摘しているのではなく、財政や事務局丸抱えの三田市人権を考える会のような組織があるか、ないかと指摘しているである。改めて明らかにすること。

以上